

平成23年度 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(住宅に係るもの)  
よくある問い合わせと申込書類の不備

●よくある問い合わせ

No	カテゴリー	Q	A
1	事業内容	緊急節電対策事業(先行予約者決定) (一次公募であった)緊急節電対策事業は、二次公募でもありますか？	二次公募では行いません。
2		追加的節電対策 追加的節電対策としてLEDランプを導入したいと考えているが、LED電球の交換だけでも対象になりますか？	電球交換だけでも対象となります。 要件としては、S-JET認証を得ている電球形LEDランプで、導入により照明の消費電力を10%以上削減できるものとなります。 (高効率エネルギーシステムの導入に対しても本補助金の補助を受ける事業に限る)
3		追加的節電対策 電球形LEDランプは新規システムの照明に含めた方が良いでしょうか？それとも、追加的節電対策として申込みをした方が良いでしょうか？	追加的節電対策事業としてお申込みください。 (電球形LEDランプに関してはS-JET認証等の要件がございますのでご確認ください。)
4		予算額 予約採択数の上限はありますか？	予算枠中であれば特に上限を設けておりません。
5	ポータルサイト	PC推奨環境 HP上で申込書を作成する場合、推奨環境はありますか？	(ブラウザ)Internet Explorer 7.0 以降 または FireFox 3.6 以降 ※Google Chrome では印刷時にエラーが発生することが確認されています。 ※印刷するためにAdobe Reader9.0以降がインストールされていることが必要です。
6		アカウント登録 ログインできないのですが？	以下のような場合が考えられます。 ①本人確認メール(アカウント登録の概ね翌営業日に送信)に記載されたURLに24時間以内にアクセスしなかった →再度、SIIのHPからアカウント登録を行ってください。 ②初回のログイン時に設定したパスワードの勘違い、忘れ →ログイン画面から、パスワードの再登録手続きをおこなってください。
7	申込み時	宛先 申込書の宛先はどちらになりますか？	〒100-8692 郵便事業㈱ 銀座支店 私書箱636号 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業「住宅に係るもの」申請係宛になります。
8		送付方法 住宅に係る補助金の申込書を直接SIIへ持参することは可能でしょうか？	上記宛先に郵送でお願いします。
9		送付方法 申込書の到着確認はしていただけますか？	恐れ入りますが、多数のお申込が想定されるため個別のご案内はしておりません。書留等、配達記録の残る方法でご送付ください。
10	他の補助金等との調整	長期優良住宅 長期優良住宅(木の家導入促進事業補助金)との併用はできますか？	補助対象部分が重複しなければ併用可能です。 具体的には、本補助金の補助対象に「断熱強化」もしくは「断熱改修」が入っている場合は、併用ができません。
11		太陽光発電に対する補助金 太陽光発電(補助金)との併用はできますか？	可能です。 ※省エネナビなど、補助対象が重複する機器はいずれかの申請から除外してください。

●よくある申込書類の不備

申込書類に不備や不足がある場合、申込を受理することができませんので、充分ご注意ください。

No	書類	不備内容	A
1	補助事業申込書	家の延べ床面積が『平面図』と一致しない。	延べ床面積は消費エネルギーを計算するうえで重要な数字になります。 必ず図面に記載し、申込書と一致するようにしてください。 また、図面の面積は必ず「㎡」で統一してください。
2	実施計画書	家全体の暖冷房している(床)面積と、『配置図』の機器を設置する各居室の床面積や合計床面積が一致していない。	『配置図』には、暖冷房機器を設置位置とその居室面積がわかるように必ず記載してください。また、その合計を暖冷房している面積として実施計画書に記入してください。
3		導入機器の『機器種別』、『機種名(型式)』仕様書(カタログ等)と一致していない(仕様書が添付されていない)。	必ず仕様書(カタログ等)を添付し、必要情報の記載部分を蛍光マーカーや付箋などで、導入機器が明確にわかるようにしてください。
4		導入機器の『機器効率』が間違っている。	暖房・冷房の『機器効率』は、導入する機器がヒートポンプ機器(エアコン、CO2冷媒HP給湯器等)の場合、一次エネルギー換算を行い算出をしてください。 (計算式: COP × 3,600 (kJ/kWh) / 9,760 (kJ/kWh)) 詳しくは公募要領52ページを確認ください。
5	費用明細書	費用明細書の各項目の金額と見積書(写し)と金額が一致しない。	転記漏れや間違いに充分ご注意ください。
6	添付書類	ガスの検針票、領収書に使用量単位(㎡、kg)の記載がない。	(特に既築において)消費エネルギーを計算するうえで必要です。 証憑に単位が記載されていない場合は、発行元のガス事業者にて「㎡」か「kg」か単位を確認し、証憑に単位を記入してください。